

[商 法]

次の文章を読んで、後記の〔設問 1〕及び〔設問 2〕に答えなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、住宅用インテリアの企画、製造、販売等を業とする大会社でない取締役会設置会社であり、会計監査人設置会社でない監査役設置会社である。甲社の定款には、その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について取締役会の承認を要すること、定時株主総会の議決権の基準日は毎年12月31日とすること、事業年度は毎年1月1日から12月31日までの1年とすることが定められている。甲社の発行済株式の総数は1000株であり、令和5年12月31日の株主名簿によれば、創業者であるAが500株を、BとCが150株ずつを、Aの親族であるDとEが100株ずつを、それぞれ保有していた。甲社の創業以来、Aが代表取締役を、BとCが取締役を、Fが監査役を、それぞれ務め、DとEは甲社の日常の経営に関わっていない。
2. Dは、令和6年2月頃、その保有する甲社の株式の全部（以下「本件株式」という。）を売却して家計の足しにしたいとAに相談した。Aは、甲社が同年3月31日に本件株式を1株当たり10万円（総額1000万円）で買い取ることとし、同月開催予定の甲社の定時株主総会において、そのことを取り上げるとDに約束した。
3. 甲社は、会社法上必要な手続を経て、令和6年3月31日に、Dから、本件株式を総額1000万円で買い取った。その過程で、Aは、同月に開催された甲社の定時株主総会において、「本総会において適法に確定した計算書類に基づいて計算したところ、令和6年3月31日における分配可能額は1200万円以上あり、甲社が本件株式を買い取ることに問題はない。」と説明し、甲社による本件株式の取得の承認を受けた。
- 4.ところが、令和6年7月になって、甲社の預金口座の記録を照会していたBが上記3の計算書類の基礎となった令和5年中の会計帳簿に過誤があったことを偶然発見した。当該過誤は、甲社において会計帳簿をほぼ単独で作成していた経理担当従業員Gが、一部の取引について会計帳簿への記載を失念したために発生したものであった。Fによる会計監査は、例年、会計帳簿が適正に作成されたことを前提として計算書類と会計帳簿の内容の照合を行うのみであったため、会計監査では当該過誤が発見されず、上記3の定時株主総会においても、Fは疑義を述べなかった。Aは、甲社の経理及び財務を担当しており、計算書類の作成と分配可能額の計算も自分で行っていたが、その基礎となる会計帳簿の作成については直属の部下であるGに任せきりにして関与しておらず、Gによる一部の取引についての会計帳簿への記載の失念に気付かなかった。当該過誤を修正したところ、令和6年3月31日における分配可能額は800万円であった。

〔設問 1〕

上記1から4までを前提として、次の(1)及び(2)に答えなさい。なお、本件株式の取得価格は適正な金額であったものとする。

- (1) 甲社による本件株式の買取りは有効かについて、論じなさい。
- (2) 甲社による本件株式の買取りに関して、A、D及びFは、甲社に対し、会社法上どのような責任を負うかについて、論じなさい。

下記5以下においては、上記2から4までの事実は存在しないことを前提として、〔設問 2〕に答えなさい。

5. Aは、令和6年5月頃、とある同族企業の社長から、親族である株主が死亡するたびに株式が多

数の相続人に分散したために会社の管理が厄介になったという話を聞いて心配になり、全ての甲社の株式を自分の手で保有したいと考えるようになった。AがB、C、D及びEに個別に相談したところ、B、C及びDは対価次第で甲社の株式の売却に応じると回答したが、Eは「長年にわたり株主であった自分を、さしたる理由もなく甲社から排除しようというのか。」と不満を強く述べ、売却を固く拒否した。

6. Aは、旧知の税理士Hに甲社の株式の評価額の算定を依頼し、「1株当たり6万円から10万円までの範囲が甲社の株式の適正な評価額である。」との意見を得た。そこで、Aは、令和6年7月31日までに、甲社の取締役会の承認を受け、B、C及びDから、その保有する甲社の株式を1株当たり10万円で適法に取得し、当該株式について、株主名簿の名義書換が行われた。他方、Aは、同年8月以降、Eに対し、特別支配株主の株式等売渡請求（以下「本件売渡請求」という。）をすることとし、甲社に対し、その旨及び株式売渡対価を1株当たり6万円、取得日を同年9月20日とすることなどの会社法所定の事項を通知し、同年8月20日開催の甲社の取締役会において、その承認を受けた。甲社は、同月27日に、会社法所定の事項をEに通知し、また、本件売渡請求に関する事項を記載した会社法所定の書面を甲社本店に備え置いた。その通知を受けたEは、Aの都合で一方的に甲社から排除されることに不満を強く抱き、さらに、B、C及びDからの株式の取得の事実を知り、その取得価格が本件売渡請求における株式売渡対価の額と異なることに対して不満を一層強めた。

〔設問2〕

令和6年9月2日時点において、Eの立場において会社法上どのような手段を採ることが考えられるかについて、論じなさい。



表

試験科目	受験番号				フリガナ	
商法					氏名	

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
講師：弁護士 氏森 政利
質問：masatoshi.ujimori@ujimori-law.jp
2025.4.2実施 Bゼミ 商法

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、憲法の答案用紙です。

行政法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください。（試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出には一切応じません。）。

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外（着色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には、無効答案として零点となります。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で1行の場合には横線で消して、その次を書き直してください。

(4) 答案用紙の表裏を書き進えて答案を作成した場合には、表が白紙の時には「裏から記載」、それ以外の時は「裏から記載」とだけ、試験期間中に表の解答欄に記載してください。（試験時間終了後に記載することは認めません。）

(5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。

4 その他

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
講師：弁護士 氏森 政利
質問：masatoshi.ujimori@ujimori-law.jp
2025.4.2実施 Bゼミ商法

45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会



表

Aゼミ

試験科目	受験番号			フリガナ	
商法				氏名	

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
講師：弁護士 氏森 政利
質問：masatoshi.ujimori@ujimori-law.jp
2025.5.13実施 Aゼミ商法

商
法

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

商
法

23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、憲法の答案用紙です。

行政法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください。（試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出には一切応じません。）。

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外（着色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には、無効答案として零点となります。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で1行の場合には横線で消して、その次を書き直してください。

(4) 答案用紙の表裏を書き通えて答案を作成した場合には、表が白紙の時には「裏から記載」、それ以外の時は「裏から記載」とだけ、試験期間中に表の解答欄に記載してください。（試験時間終了後に記載することは認めません。）

(5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。

4 その他

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

講師：弁護士 氏森 政利

質問：masatoshi.ujimori@ujimori-law.jp

2025.5.13実施 Aゼミ商法

商
法

商
法

45		67	
46		68	
47		69	
48		70	
49		71	
50		72	
51		73	
52		74	
53		75	
54		76	
55		77	
56		78	
57		79	
58		80	
59		81	
60		82	
61		83	
62		84	
63		85	
64		86	
65		87	
66		88	
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会		明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会	

参考答案

[商法]

第1 設問1（1）について

- 1 甲社による本件株式の買取りは、会社法（以下「法」という。）第155条第3号に基づき行われたものであるが、株式会社が株主との合意により自己株式を有償で取得する場合、当該自己株式の取得の対価として株式に交付する金銭は分配可能額を越えてはならないとされている（法461条1項第2号）。然るに、本件株式の買取の対価は1000万円であるところ、本問記載の計算書類の過誤の修正後の分配可能額は800万円であったというのであるから、本件株式の買取は法第461条第1項に違反する違法なものである。
- 2 そこで、法第461条第1項に違反する自己株式の買取が有効か否かが問題となる。
- 3 この点、会社法463条第1項において「効力を生じた日」との規定があり、これは財源規制違反の行為であっても有効と解すべきことを前提としていることを論拠として、財源規制違反の自己株式の取得であっても有効であるとする見解がある。
- 4 しかしながら、そうであるとすれば財源規制に違反して株式を会社に交付した者は、分配可能額と交付を受けた金銭の差額（本問では1000万円-800万円=200万円）を交付すれば足りるはずである。会社法462条が当該差額のみならず交付を受けた金員全額の支払義務を負わせている以上、財源規制違反による自己株式の取得は無効であると解すべきである。
- 5 よって、甲社による本件株式の買取りは無効である。

第2 設問1（2）について

1 Dの責任

まず、Dは、財源規制に違反して、本件株式と引換えに1000万円の支払を受けた者であるから、「当該行為により金銭等の交付を受けた者」として、法462条1項柱書により、交付を受けた金銭である1000万円全額を甲社に支払う義務を負う。

2 Aの責任

次に、Aは、本件株式の甲社による買取の承認を受ける過程において、甲社株主総会において、株主に対して説明を行っているため、会社計算規則第159条第2号ロにおける「株主総会において株式の取得に関する事項について説明をした取締役」に該当するため、法462条1項柱書にいう「業務執行者」として、Dが交付を受けた1000万円全額を甲社に支払う義務を負う。

なお、Aが職務執行を行うについて注意を怠らなかったことを証明した時は当該義務を負わないとされているが（同条第2項）、Aは甲社の経理及び財務を担当しており、計算書類の作成と分配可能額の計算も自ら行っていたにもかかわらず、その基礎となる会計帳簿の作成についてはGに任せきりで関与せず、会計帳簿のチェック体制を整えることをしていなかったという過失があるため、同条第2項はAには適用されない。

3 Fの責任

監査役Fについては、会社法423条第1項所定の任務懈怠責任

の有無が問題となる。この点、監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする書類を調査しなければならない（法 384 条）、これには令和 6 年 3 月に開催された甲社定時株主総会に提出された、配当可能額が 1200 万円以上あるとされた計算書類も含まれる。

本件において、F による会計監査は、例年、会計帳簿が適正に作成されたことを前提として、計算書類と会計帳簿の内容の商号を行うのみであったため、そもそも会計帳簿の記載自体が誤っていた場合には会計監査ではその過誤を発見することは難しい。確かに監査役は、いつでも取締役その他の使用人に対して事業の報告を求めることができるとされていること（法 381 条 2 項）に鑑みれば、A や G に対してかかる事業の報告を求めている F には任務懈怠があるとも思える。しかしながら、株主総会開催の時点で A も G も会計帳簿の過誤に気付いていなかったのであるから、予め F が事業報告を求めているとしても会計帳簿の過誤を見抜けたといえるかは疑問であるし、そうした過誤が生じないような二重チェックの体制を整えるべき職務上の責任は取締役会にあるものと解される（法 362 条 4 項 6 号）。

よって、F が監査役の権限を適切に行使していたとしても計算書類の過誤に気付いたとまではいえず、F は 423 条 1 項所定の会社法上の責任を負わない。

3 設問 2 について

(1) E が採り得る会社法上の手段としては、①売買価格決定の申立

て（法 179 条の 8）及び差止請求（法 179 条の 7）が考えられる。

- 1 まず、E は、法 179 条の 8 に基づき、売渡株式に係る売買価格の決定の申立てをすることが考えられる。当該請求は取得日の 20 日前までの日から取得日の前日までの間に行うことができるため、9 月 2 日時点で E は価格決定の申立を行うことが可能である。
- 2 では、E は、差止請求を行うことができるか。この点、法 179 条の 7 第 1 項は、①株式売渡請求が法令に違反する場合や、②売渡株式の対価が著しく不相当な場合において、売渡株主が不利益を受けるおそれがある場合に差止請求ができる旨規定している。

まず、法令違反については、少数株主である E のみを株主から排斥する目的で今般の株式売渡請求がなされた点が何らかの会社法令に違反するかが問題となるものの、そもそも特別支配株主による少数株主への売渡請求を方が認めている以上、少数株主を排斥する目的があったとしても、これにより会社法に違反することにはならず、これを理由とする差止請求は認められない。

また、E は、B、C 及び D は 1 株あたり 10 万円で A に株式を譲渡したのに自分だけ 6 万円と低い価格で売渡請求を受けていることを理由に差し止めを求められると思われる。しかしながら、税理士 H によれば、甲社株式の評価額は 1 株あたり 6 万円から 10 万円というのであるから、6 万円という売渡価格が「著しく不相当」とはいえず、これを理由とする差止請求も認められないものと考えられる。

以上

2025 年 5 月 13 日 A ゼミ、4 月 2 日 B ゼミ

商法

最優秀答案

回答者：O・J さん

第 1 設問 1(1)

1 甲社による本件株式の買取り（以下「本件買取」という。）は、会社法（以下、法令名省略）461 条 1 項柱書及び同項 3 号に反し、無効とならないか。

2 株主総会の決議は、「決議の内容」が「法令」に違反する場合に無効となる（830 条 2 項）。

3 本件買取は自己株式の取得（156 条 1 項）に当たるところ、甲社の令和 6 年 3 月 31 日時点の分配可能額が 800 万円であるにもかかわらず、本件買取額は 1,000 万円であり分配可能額を 200 万円も超過している（461 条 1 項柱書、同項 3 号）。これは、甲社の定時株主総会（同月開催）決議の「決議の内容」が 461 条 1 項 3 号という「法令」に違反していると認められる（830 条 2 項）。

4 よって、本件買取は無効である。

第 2 設問 1(2)

1 A の責任

(1) 462 条 1 項に基づく賠償責任を負うか。

ア 本件では、甲社の代表取締役（349 条 4 項）である A は、甲社の定時株主総会で「令和 6 年 3 月 31 日における分配可能額は 1,200 万円以上あり、甲社が本件株式を買収することに問題ない」旨の説明をしていることから、「総会議案提案取締役」（462 条 1 項 1 号イ）に当たる。

イ そして、A は、D という「金銭等の交付を受けた者」が「交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭」としての 1,000 万円を支払う連帯債務者となる（462 条 1 項柱書）。

ウ よって、A は、後述する D とともに、462 条 1 項に基づき連帯して 1,000 万円を支払う義務を負う。

(2) 次に、423 条 1 項に基づく損害賠償責任を負うか。

ア 423 条 1 項の要件は、①「役員等」、②「任務を怠った」という任務懈怠、③「損害」及び④任務懈怠と損害との間の因果関係の 4 点である。そして、②とは、忠実義務（355 条）違反及び善管注意義務（330 条、民法 644 条）違反をいうと解する。

イ 本件では、A は甲社の取締役の中の代表取締役である（①）。A は、甲社の

経理・財務を担当しており、その基礎となる会計帳簿の作成を直属の部下Gに任せっきりにしていた。確かに、Gの上司であるAは、組織のガバナンスを行う中でこのような事務処理を行うこともあり得る。しかし、A自身も分配可能額の計算を行う役割を担っており甲社の株式株主の大事な財産に係る計算ミスに気づくことができる環境下にあったにもかかわらず気づくことができなかったから、忠実義務違反及び善管注意義務違反があったといえる（②）。このAの任務懈怠により、本件買取が承認され、甲社に1,000万円の「損害」が生じた（③④）。

ウ よって、Aは、後述する監査役であるFと連帯して423条1項に基づき1,000万円の損害賠償責任を負う（430条）。

2 Dの責任

(1) 462条1項に基づく賠償責任を負うか。

ア Dは、本件株式を甲社に売却したことにより1,000万円を実際に受領していることから、「金銭等の交付を受けた者」（462条1項柱書）に当たる。

イ よって、Dは、Aと連帯して1,000万円を支払う義務を負う。

3 Fの責任

(1) 423条1項に基づく損害賠償責任を負うか。

ア 同項の要件は、前述のとおりである。

イ Fは監査役であり「役員等」である（①）。Fによる会計監査は、例年、会計帳簿が適正に作成されたことを前提と関係書類の照合するのみであり、Fは本件も同様に対応していることから、何ら問題がないとも思える。もっとも、Fは会計の専門職たる監査役であることから、監査書類の詳細を確認し適正性が担保されているかを審査する甲社の最後の砦だったといえる。このような監査役の職責を鑑みると、漫然と例年通りの事務を完遂したに過ぎないFには、忠実義務違反及び善管注意義務違反があったといえる（②）。このFの任務懈怠により不適正な会計帳簿が看過されており、甲社に1,000万円の「損害」が生じた（③④）。

ウ よって、Fは、Aと連帯して423条1項に基づき1,000万円の損害賠償責任を負う（430条）。

第3 設問2

1 Eは、本件売渡請求の差止請求（179条の7）という手段を採ることが考えられる。

(1) Eは、甲社から本件売渡請求を受けた「売渡株主」に当たるとともに、甲社の株主の地位を一方的に剥奪されることから「不利益」に当たり得る（179条の7柱書）。では、Eに対する1株当たり6万円という「売渡株式の対価」が、「対象会社である」甲社の「財産の状況その他の事情に照らして著しく不当」（179条の7第1項3号）といえるか。

(2) 「著しく不当」とは、同号の文言上、社会通念に照らして著しく合理性に反する場合をいうと解する。

(3) 本件では、Aは、B、C及びDには1株当たり10万円で取得したにもかかわらず、Eに対しては1株当たり6万円で取得しようとしており、1株当たり4万円もの差額が発生し、株主平等原則(109条1項)に反するとも思える。もっとも、Aは、専門家である税理士Hの評価額算定で、「1株当たり6万円から10万円までの範囲が甲社の株式の適正な評価額」という旨の専門的助言を得ていた。甲社としては売渡請求後、売渡株主に対して通知、書面等の閲覧等の事務を余儀なくされ一定程度の人件費を要する。また、Eに対する1株当たりの評価額6万円も上記評価額算定の範囲に収まっている。これらを鑑みると、一定程度不当とはいいい得るものの、「著しく不当」とまではいえない。

2 よって、Eは、会社法上の手段を採ることができない。

以上

最優秀答案 O・Jさん

第1 設問1(1)

1 甲社による本件株式の買取り（以下「本件買取」という。）は、
会社法（以下、法令名省略）461条1項柱書及び同項3号に反し、
無効とならないか。

2 株主総会の決議は、「決議の内容」が「法令」に違反する場合
に無効となる（830条2項）。

3 本件買取は自己株式の取得（156条1項）に当たるところ、甲
社の令和6年3月31日時点の分配可能額が800万円であるにも
関わらず、本件買取額は1,000万円であり分配可能額を200万
円も超過している（461条1項柱書、同項3号）。これは、甲社の
定時株主総会（同月開催）決議の「決議の内容」が461条1項3
号という「法令」に違反していると認められる（830条2項）。

4 よって、本件買取は無効である。

第2 設問1(2)

1 Aの責任

(1) 462条1項に基づく賠償責任を負うか。

ア 本件では、甲社の代表取締役（349条4項）であるAは、甲社
の定時株主総会で「令和6年3月31日における分配可能額は
1,200万円以上あり、甲社が本件株式を買い取ることに問題ない」
旨の説明をしていることから、「総会議案提案取締役」（462条1
項1号イ）に当たる。

イ そして、Aは、Dという「金銭等の交付を受けた者」が「交付

コメントの追加 [MU1]: 830条2項違反によって無効となるのは「株主総会決議」であるため、本件買取そのものの有効性につなげるためにはもう1つ論述（無効な株主総会決議に基づきなされた自己株式の買収の効力についてどう考えればよいか）が必要です。

コメントの追加 [MU2]: そのとおりです。会社計算規則159条2号にも該当しそうなものがありますね。

を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭」としての1,000万円を支払う連帯債務者となる(462条1項柱書)。

ウ よって、Aは、後述するDとともに、462条1項に基づき連帯して1,000万円を支払う義務を負う。

(2) 次に、423条1項に基づく損害賠償責任を負うか。

ア 423条1項の要件は、①「役員等」、②「任務を怠った」という任務懈怠、③「損害」及び④任務懈怠と損害との間の因果関係の4点である。そして、②とは、忠実義務(355条)違反及び善管注意義務(330条、民法644条)違反をいうと解する。

イ 本件では、Aは甲社の取締役の中の代表取締役である(①)。

Aは、甲社の経理・財務を担当しており、その基礎となる会計帳簿の作成を直属の部下Gに任せっきりにしていた。確かに、Gの上司であるAは、組織のガバナンスを行う中でこのような事務処理を行うこともあり得る。しかし、A自身も分配可能額の計算を行う役割を担っており甲社の株式株主の大事な財産に係る計算ミスに気づくことができる環境下にあったにもかかわらず気づくことができなかったから、忠実義務違反及び善管注意義務違反があったといえる(②)。このAの任務懈怠により、本件買取が承認され、甲社に1,000万円の「損害」が生じた(③④)。

ウ よって、Aは、後述する監査役であるFと連帯して423条1項に基づき1,000万円の損害賠償責任を負う(430条)。

2 Dの責任

コメントの追加 [MU3]: 損害は本当に1000万円といえるのでしょうか?

1 (1) 462 条 1 項に基づく賠償責任を負うか。

2 ア Dは、本件株式を甲社に売却したことにより 1,000 万円を実
3 際に受領していることから、「金銭等の交付を受けた者」(462 条
4 1 項柱書)に当たる。

5 イ よって、Dは、Aと連帯して 1,000 万円を支払う義務を負う。

6 3 F の責任

7 (1) 423 条 1 項に基づく損害賠償責任を負うか。

8 ア 同項の要件は、前述のとおりである。

9 イ Fは監査役であり「役員等」である (①)。Fによる会計監査
10 は、例年、会計帳簿が適正に作成されたことを前提と関係書類の
11 照合するのみであり、Fは本件も同様に対応していることから、
12 何ら問題がないとも思える。もっとも、Fは会計の専門職たる監
13 査役であることから、監査書類の詳細を確認し適正性が担保され
14 ているかを審査する甲社の最後の砦だったといえる。このような
15 監査役の職責を鑑みると、漫然と例年通りの事務を完遂したに過
16 ぎないFには、忠実義務違反及び善管注意義務違反があったとい
17 える (②)。このFの任務懈怠により不適正な会計帳簿が看過さ
18 れており、甲社に 1,000 万円の「損害」が生じた (③④)。

19 ウ よって、Fは、Aと連帯して 423 条 1 項に基づき 1,000 万円
20 の損害賠償責任を負う (430 条)。

21 第 3 設問 2

22 1 Eは、本件売渡請求の差止請求 (179 条の 7) という手段を採

コメントの追加 [MU4]: よく書けています。これまでの定時総会と異なり、今年の定時総会は自己株取得という厳格な財源規制を伴う会社の行為の承認という重要議案があったわけですから、いつもより一層会計帳簿のチェックを入念にすべきであったともいえそうですか。

コメントの追加 [MU5]: Aと同じです。損害は1000万円といえるかどうかは論述が必要だと思います。

コメントの追加 [MU6]: 179条の8の価格決定申立について書きたかったですね(そちらの方が現実的と思われます。)

ることが考えられる。

(1) Eは、甲社から本件売渡請求を受けた「売渡株主」に当たるとともに、甲社の株主の地位を一方的に剥奪されることから「不利益」に当たり得る（179条の7柱書）。では、Eに対する1株当たり6万円という「売渡株式の対価」が、「対象会社である」甲社の「財産の状況その他の事情に照らして著しく不当」（179条の7第1項3号）といえるか。

(2) 「著しく不当」とは、同号の文言上、社会通念に照らして著しく合理性に反する場合をいうと解する。

(3) 本件では、Aは、B、C及びDには1株当たり10万円で取得したにもかかわらず、Eに対しては1株当たり6万円で取得しようとしており、1株当たり4万円もの差額が発生し、株主平等原則（109条1項）に反するとも思える。もともと、Aは、専門家である税理士Hの評価額算定で、「1株当たり6万円から10万円までの範囲が甲社の株式の適正な評価額」という旨の専門的助言を得ていた。甲社としては売渡請求後、売渡株主に対して通知、書面等の閲覧等の事務を余儀なくされ一定程度の人件費を要する。また、Eに対する1株当たりの評価額6万円も上記評価額算定の範囲に収まっている。これらを鑑みると、一定程度不当とはいえないものの、「著しく不当」とまではいえない。

2 よって、Eは、会社法上の手段を採ることができない。

以上

コメントの追加 [MU7]: 株主平等原則の名宛人は「株式会社」つまり甲社であるところ、売渡請求を行っているのは株主Aですので、株主の一人にすぎないAが株主を平等に扱わなければならないという規範が109条から導きだせるのか、との点は論点となると思われます。

コメントの追加 [MU8]: 全体として、摘示すべき条文が冒頭にあげられ、それぞれの要件にあてはめて結論を出すというスタイルができており、読みやすいです。あとは細かい知識面が備わってくれば合格レベルまで上がって来ると思います。引き続き頑張ってください。